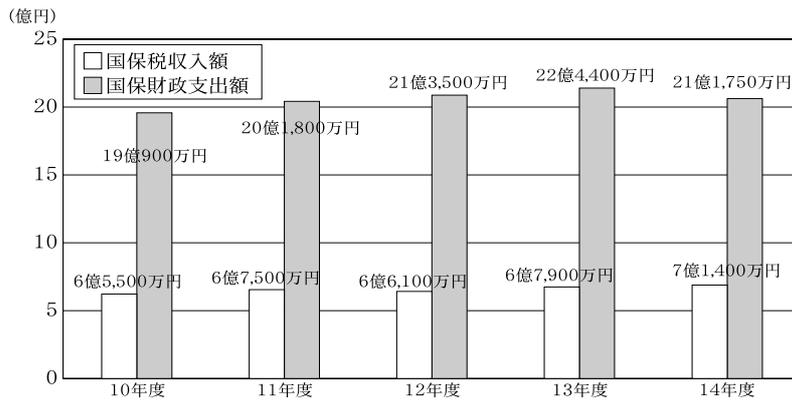


では、国保税の収支を
見てみましょう。

図表5 国保財政支出にしめる国保税収入の状況



国保の財政総支出額は、図表5のとおり5年間で11%増になっています。これに対し、国保税収入額は、9%増にとどまり、国保財政は苦しい状態が続いています。

図表6 平成15年度国民健康保険税税率表

	国民健康保険税	
	医療分	介護分
①所得割額	課税標準額×7.1% 課税標準額とは、前年の総所得金額から33万円を控除した金額です。	課税標準額×0.7%
②資産割額	課税標準額×30% 課税標準額とは、15年度の土地・家屋の固定資産税額です。	課税標準額×6.5%
③均等割額	1人 22,000円	1人 5,400円
④平等割額	1世帯 28,000円	1世帯 3,100円
最高限度額	530,000円	80,000円

平成15年度の国保税（医療分・介護分）の税率は、図表6のとおりです。なお、40歳から64歳までの方は介護保険の第2号被保険者となり、世帯主が医療分と介護分を合わせて国保税として納めることになっています。

国保税の税率はどうなっているのでしょうか。

特別な事情がなく、 国保税を長い間滞納すると

特別な事情もないのに、長い間滞納すると未納期間に応じて様々な処置がとられます。

国保税の納め忘れには注意しましょう。

納税通知書は 世帯主に届きます

世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に1人でも国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

国保税を納める義務は世帯主にあります。



毎日の生活習慣を見直して、栄養・運動・休養の「健康の3原則」をしっかりと自己管理しましょう。

年に1回は、健診を受けるようにしましょう。また、検査結果は、今後の健康管理に役立てることが大切です。

健康づくりで医療費節約